申請者窓口説明用

単独処理浄化槽等撤去費補助金申請の手順

・申請者

・上下水道部管理課

申　　請

・「申請時に提出する書類」を添えて提出してください。

浄化槽設置を伴う場合……浄化槽設置補助金申請と同時に。

下水道接続を伴う場合……排水設備計画確認申請書と同時に。

着工前検査

・申請書の検査、現地確認

決定通知書の送付

・「撤去費補助金交付決定通知書」を申請者に送付します。

施　　工

・決定通知書が届いてから着工してください。

実績報告書の提出

・撤去工事完了後30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、「実績報告時に提出する書類」を添えて提出してください。

完了検査

・実績報告書類の審査、現地確認

・申請者の立会いは不要です。

交付額確定通知書の送付

・「撤去費補助金交付額確定通知書」を申請者に送付します。

請求書の提出

・「撤去費補助金交付請求書」を提出してください。

（※なるべく実績報告書の提出時に併せて提出してください。）

補助金の交付

・指定の金融機関口座に補助金を振り込みます。

（※完了検査後、約1ヶ月程度で振込みになります。）